

政策的随意契約による物品の調達について(契約後公告)

福井県生活学習館「要覧2026」印刷について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第165条第2項第2号の規定により公告する。

令和8年4月23日

福井県生活学習館長 前川 昭彦

記

1 契約の内容

- (1)契約名称 福井県生活学習館「要覧2026」印刷
- (2)物品内容 福井県生活学習館「要覧2026」400部
- (3)履行期間 令和8年4月23日から令和8年6月18日まで
- (4)担当課および履行箇所  
福井県生活学習館 生涯学習推進課  
電話 0776-41-4206  
福井市下六条町14-1
- (5)契約金額 220,000円

2 契約の相手方

鯖江市御幸町3丁目8-4  
社会福祉法人 福授園 福授園鳥羽事業所  
理事長 石川 治樹

3 契約年月日

令和8年4月 23 日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当課

住 所:福井市下六条町14-1  
所 属:福井県生活学習館 生涯学習推進課  
連絡先:0776-41-4206